

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	原子爆弾被爆者等を援護すること
--------------	-----------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
施策目標	5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
個別目標1		被爆者の健康の保持・増進を図ること
(主な事務事業) ・原爆被爆者に対する手当の支給		
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)等に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講ずるという観点から、被爆者に対し、医療費、手当の支給や健康診断等を行っている。		
2 根拠法令等 ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)		
主管部局・課室	健康局総務課	
関係部局・課室		

2. 現状分析

<p>原爆被爆者対策については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の前文のとおり、「国の責任」において実施することとされている。被爆者の平均年齢が75歳を超えた現在、健康状態に応じて支給される各種手当及び福祉サービス等に対する個々の被爆者の需用はますます増大しており、健康診断等を通じ、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見、治療を行う必要がある。</p>
--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	被爆者健康診断受診率(単位:%)	82.4	79.4	80.0	78.5	77.0
	(一)	【一】	【一】	【一】	【一】	【一】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は健康局総務課調査による。 ・ 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 ・ 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは、原爆投下当時、同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に掲げる区域に在った者をいう。 						

施策目標の評価
<p>【有効性の観点】 被爆者の援護に関しては、健康診断の実施、医療の給付を実施しており、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、被爆者の疾病の早期発見・早期治療が可能となる。また、疾病後や被爆者の高齢化に対する援護施策についても、諸手当の支給、居宅生活支援及び原爆養護ホーム等への入所事業も実施しており、被爆者等の援護が有効に行われていると評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 被爆者に対する健康診断や医療費の支給等は、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段といえる。</p> <p>【総合的な評価】 平成19年度の被爆者健康診断受診率は77.0%となっている。受診率をみると高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており減少傾向にはあるが、過去5年間の実績平均をみても、被爆者健康診断の受診率は79.5%となっており、被爆者の援護のために適切な施策が行われていると考えられる。 また、疾病後や被爆者の高齢化に対する施策についても、諸手当の支給、居宅生活支援及び原爆養護ホーム等への入所事業も実施しており、今後も引き続き総合的な施策を推進していくことが必要と考える。</p>

4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
被爆者の健康の保持・増進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	被爆者健康診断受診率(単位:%) (一)	82.4 【一】	79.4 【一】	80.0 【一】	78.5 【一】	77.0 【一】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は健康局総務課調査による。 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは原爆投下当時同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に掲げる区域に在った者をいう。 						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	一般健康診断受診者数(単位:人)	236,269	221,866	217,948	207,462	196,927
2	(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)(単位:人)	286,700	279,461	272,271	264,296	255,881
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 参考指標1及び2は、健康局総務課調査による。 						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
被爆者の援護に関しては、健康診断の実施、医療の給付を実施しており、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、被爆者の疾病の早期発見・早期治療が可能となる。しかし、健康診断の受診率は、年々減少傾向にある。これは、高齢化に伴い日頃から医療機関にかかっている被爆者が増えており、健康診断を受診するのではなく、医療を受ける一環として健康管理を行う者が増加していることが原因だと考えられる。しかしながら、被爆者数約25万人の中で、受診率が過去5年間平均で79.5%となっており、比						

較的高い水準であると考える。
 また、諸手当の支給、居宅生活支援及び原爆養護ホーム等への入所事業も実施しており、被爆者の健康の保持・増進が図られている。
 なお、都道府県・広島市・長崎市に対する指導監査において、健康診断の一般検査において、精密検査が必要であると判断された被爆者が精密検査を未受診の場合には、理由を把握するよう指導しており、高齢化が進んでいる被爆者の健康の保持・増進が図られている。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	原爆被爆者健康診断費交付金
平成19年度 予 算 額	3,006百万円（補助割合：[国 10/10][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）に基づき、被爆者（被爆者健康手帳の交付を受けた者）及び健康診断受診者証交付者に対し、健康診断を行う。

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標 1 目標達成率 一%
(目標達成率を算定できない場合、その理由) 達成水準を設定していないため。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討 (該当する場合に○) ii 施策目標を継続 (該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (<input checked="" type="radio"/>) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討 (該当する場合に○)
(理由) 決算額においては不用が出ているが、20年度より原爆症認定について新しい審査の方針にもとづき審査をおこない、認定被爆者の増大も見込まれることから引き続き認定状況等の様子を見ながら予算要求に反映させていく。
3 施策目標等に係る指標の見直し (該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)

6. 特記事項

①国会による決議等の状況 (警告決議、附帯決議等) なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 ○経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日閣議決定) ・「原爆被爆者対策を総合的に推進する。」
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。
